

平成 26 年 4 月 21 日
公益財団法人静岡県学校給食会

行政指導に対する取組みについて

本年 1 月、浜松市内の小学校で発生した食中毒事故に関しまして、3 月 14 日、県知事から県公益認定等審議会の勧告に基づく公益法人運営に関する措置について行政指導を受けたことに伴い、内部組織における衛生管理体制等について、4 月 9 日、県知事に対して改善案を中間報告として提出しました。今後、本中間報告を踏まえ 5 月を目途に再度報告を行う予定です。

つきましては、本会が指定する委託工場において、食中毒事故の再発を防止するために取組む今後の対応についてお知らせします。

1. 行政指導に対する取組みについて

(1) 食品衛生に関する専門家の職員への採用

- ① 専門職員として食品衛生監視員経験者 1 名の採用を予定しており、今後の確な委託工場巡回指導を行う。
- ② 学校給食用物資の安全確保に関する事業について、専門職員による検証を定期的に行い衛生管理体制の充実を図る。
- ③ 学校給食用物資の安全確保を確立するため、新たに衛生管理係を設置し専門職員の下で衛生管理体制の充実を図る。

(2) 委託工場の指定に係る実地調査の調査員

委託工場の指定に係る実地調査において、専門職員を調査員に加え申請工場の施設設備や衛生管理体制等の確認・指導を行う。

(3) 衛生管理体制の充実

- ① 専門職員による工場巡回指導の他、第三者機関(県食品衛生コンサルタント協会)と業務委託契約を締結し、委託工場の食品衛生管理指導の充実を図る。
- ② 委託工場巡回指導時に、ATP 拭き取り検査機器及び手洗いチェッカーを活用して、手指や器具類の清浄度を確認し、手洗い方法や器具類の洗浄及び清掃方法の改善を促す。
- ③ 委託工場における自主衛生管理の促進を図るため、関係団体と連携し静岡県ミニ HACCP(ハサップ)の導入を目指した調査研究を行う。

(4)情報発信

本会事業を保護者等広く県民の皆様に理解していただくため、ホームページを充実させる他、報道機関への情報提供も進めていく。

2. 更なる取組みについて

(1)物資供給体制の検討

パン・米飯等主食における供給体制の課題や今後の安定した供給体制を確立するために安定供給体制検討会を設置する。